管区及び支部会員規程

第1章　総 則

（目的）

第1条　この規程は一般社団法人日本舞踏教師協会（以下「当協会」という。）が組織に関する規則第7条及び第8条の規則を適正に運用するために必要な事項を定めるものである。

第2章　管 区

（管区の構成・名称）

第2条　管区は、第1管区から第4管区まで設けることとし、別表のとおり各区域に在る支部をもって構成する。

（役員等）

第3条　管区は管区長を置く。

2　管区長は理事会の推薦に基づき、会長が任命する。

3　管区は、その他必要に応じ、その他の役員等を置くことが出来る。

4　管区長は、正会員が務めるものとする。

（役員等の選任）

第4条　第3条における役員等の選出は管区が本部に推薦し、理事会にて承認を得た者とする。

（監事の職務及び権限）

第5条　管区に監事を置くことが出来る。

2　監事は、業務及び会計を監査し、毎会計年度監査報告を作成する。

3　監事は、いつでも役員等に対して事業の報告を求め、管区の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

（役員等の兼任禁止）

第6条　当協会の理事は、第3条記載の役員を兼ねることが出来ない。

2　管区の監事は、第3条記載の役員を兼ねることが出来ない。

（役員等の任期）

第7条　役員及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当協会の定時社員総会の終結の時までとし、それぞれ再任を防げない。

（事業）

第8条　管区はこの協会の施行する JATD プロダンス認定試験及び昇級試験を行う。

2　その他、 定款第4条に定めるところの事業への協力をするものとする。

第3章　支 部

（入会）

第9条　当協会の目的及び活動に賛同するダンス教師の団体（以下「支部」という。）は入会することが出来る。当協会の支部になろうとするものは、入会申込書のほか、次の書類を当協会に提出して入会申請しなければならない。

⑴ 会則

⑵ 役員名簿

⑶ 会に所属する者（以下「支部会員」という。）の名簿（氏名、住所、認定番号）

（基準）

第10条　支部の基準は、次のとおりとする。

（1）団体の代表者が正会員であること。

（2）会員が5名以上の団体。ただし、理事会の承認により、認めることも出来る。

（会費等）

第11条　定款第7条に定める入会金、及び年会費は次の通りとする。

2　定款第7条に定める入会金は支部会員1名につき5，000円とする。

3　定款第7条に定める年会費の額は、支部会員1名につき2，000円とする。

4　前項の会費の納入時期は、新年度が始まる前月7月末までとする。

5　入会金及び年会費はいかなる場合においても返金はしないものとする。

（義務）

第12条　支部は次の義務を負う。

（1）支部は、ダンス教師たる支部会員につき JATD プロダンス教師認定試験及び昇級試験等の実施細則（以下「実施細則」という。）の第37条に定める5年毎の登録更新、変更等の事務を遅滞なく代行すること。

（2）支部は一般社団法人日本舞踏教師協会の組織等に関する規則の第20条に定める通り、賛助会員についても、5年毎の登録更新、変更等の事務を遅滞なく代行すること。

（3）支部は新年度が始まる前月7月末日までに、次の事項を協会に報告すること。

イ）支部会員名簿

ロ）支部会員経営のプロダンス教授所の名簿

（変更届）

第13条　支部は、第9条及び第12条⑵の報告事項等に変更があった場合には、速やかに、当協会に報告するものとする。

（資格喪失）

第14条　支部は、第10条に定める基準に該当しなくなったときは、その資格を失うものとする。

（退会）

第15条　支部は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第16条　支部が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該支部を除名することができる。

（1）　定款、その他の規則に違反したとき。

（2）　当法人の名誉を傷付け、または目的に反する行為をしたとき。

（3）　その他、除名すべき正当な事由があったとき。

第4章　　雑　則

（細則）

第17条　この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（規程の変更）

第18条　この規程の変更は、理事会の承認を得て行う。ただし、定款に関わる事項を除く。

（附則）

この規程は、平成28年8月11日から施行する。

管区及び支部会員規程　別表

■管区の名称及び区域

名称	区域
第１管区	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
第２管区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県
第３管区	滋賀県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
第４管区	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県